

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令（案）に係る意見募集に対する意見
 —地域WiMAX審査基準の改正—
 （平成23年8月2日～同年9月1日意見募集）

【意見提出：1者】

意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方
地域WiMAX推進協議会	<p>今回の電波法関係審査基準の一部改正(案)について、当協議会として賛同致します。</p> <p>特に地域WiMAX上においても、通信を主、放送を従とする目的で無線による『一般放送』ができることは、今後の普及発展に大いに期待するところであります。放送ができることとなれば、無線の特性を活かした放送型の配信サービスが可能になります。</p> <p>事業者の多くが有線系の放送システムしか持たない者であるが故、今まで有線特有の制約を受けてきました。これにより様々に環境条件や利用シーンが広がることから、公共的な情報インフラとして更なる利活用やサービスが期待できることとなります。</p>	<p>今回の改正案に賛成される御意見として承ります。</p> <p>なお、通信・放送両用無線局に係る制度改正については、その他関係規定の検討が必要です。このため、通信・放送両用無線局に係る改正制度の制定時期については、これを考慮しつつ定めますので、御理解願います。</p>